

「環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針」の改正の概要

「環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針（以下「技術指針」という。）」は、北海道環境影響評価条例施行規則第4条の4等の規定に基づき、環境影響評価図書の記載事項等を定めるとともに、調査、予測及び評価の手法の選定その他環境影響評価を行う上で必要な技術的事項を定めるものである。

技術指針は、その趣旨において、「環境影響評価に関する科学的知見の進展、事例の蓄積により、随時標準的事項等の追加を行うとともに、5年程度ごとを目途に全般について点検し必要な見直しを行う」とされており、令和2年3月の改正から5年が経過したことから、今般、その点検及び必要な見直しを行ったので報告する。

1 技術指針の点検及び見直しの結果（詳細は「資料 2-3 新旧対照表」を参照）

事務局及び庁内関係部局が技術指針の点検及び見直しを行った結果、改正が必要な内容はいずれも環境影響評価を行う上で必要な調査、予測及び評価の基本的な方針などの技術的事項の変更ではなく、記載内容の具体化や各種の指針等の時点修正、体裁の調整といった軽微なものであった。

【主な改正内容】

- ・ 環境影響評価の項目の一部明示
- ・ 環境保全に係る各種指針等の時点修正及び追加
- ・ 書式や図表、文書の体裁の調整

2 今後の予定

令和8年2月26日 北海道環境影響評価審議会への報告（本日）

令和8年3月下旬 改正・告示

【参考】

北海道環境影響評価条例

（配慮書の作成等）

第3条の3 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

（1）～（6） 省略

北海道環境影響評価条例施行規則

（配慮書の作成）

第4条の4 条例第3条の3第1項の規定による配慮書の作成については、環境影響評価技術指針の定めるところにより行わなければならない。